

## (15) 財団法人 鳥取県農業開発公社給与等状況報告書

### 1 職員給与費の状況（平成19年度）

職員数	給与費			
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
6人	22,554千円	1,669千円	8,169千円	32,392千円

（注）職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成20年4月1日現在）

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
314,445円	334,878円	51歳

（注）1 「平均給料月額」は、扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。

### 3 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分	初任給	備考
一般職	大学卒	160,778円
	高校卒	132,795円

県より6号下位  
カット率は引き続き2.5%

### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数				備考
		5年	10年	20年	30年	
一般職	大学卒	-円	-円	-円	-円	
	高校卒	-円	-円	-円	-円	

（注）「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	内 容																					
<p>期末手当 勤勉手当</p> <p>（県の規定に準ずる）</p>	<p>（支給割合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.2月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.4月分</td> <td style="text-align: center;">0.71月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.6月分</td> <td style="text-align: center;">1.42月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の級等による加算措置 有</p> <p>（平成19年度実績）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給総額</th> <th style="text-align: center;">支給職員数</th> <th style="text-align: center;">1人当たり平均支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8,169,505 円</td> <td style="text-align: center;">6 人</td> <td style="text-align: center;">1,361,584 円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.2月分	0.71月分	12月期	1.4月分	0.71月分	計	2.6月分	1.42月分	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額	8,169,505 円	6 人	1,361,584 円
区分	期末手当	勤勉手当																				
6月期	1.2月分	0.71月分																				
12月期	1.4月分	0.71月分																				
計	2.6月分	1.42月分																				
支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給額																				
8,169,505 円	6 人	1,361,584 円																				
<p>退職手当</p> <p>（県の規定に準ずる）</p>	<p>（支給率）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">自己都合</th> <th style="text-align: center;">勸奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">勤続20年</td> <td style="text-align: center;">23.5月分</td> <td style="text-align: center;">30.55月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続25年</td> <td style="text-align: center;">33.5月分</td> <td style="text-align: center;">41.34月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続35年</td> <td style="text-align: center;">47.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">勤続40年</td> <td style="text-align: center;">53.5月分</td> <td style="text-align: center;">59.28月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（1.5%～10.5%加算） 在籍期間中の各月について、職員の属する区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60月分の調整月額を合計した額を加算</p> <p>（経過措置） 平成18年4月1日から施行された退職手当の規定による額が、施行日前日において改正前の算定方法により計算した額より下がることとなる職員に対する保障措置を設ける。</p> <p>（平成19年度実績） 該当なし</p>				区分	自己都合	勸奨・定年	勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続40年	53.5月分	59.28月分			
区分	自己都合	勸奨・定年																				
勤続20年	23.5月分	30.55月分																				
勤続25年	33.5月分	41.34月分																				
勤続35年	47.5月分	59.28月分																				
勤続40年	53.5月分	59.28月分																				
<p>時間外勤務手当</p>	年 度	支給総額	支給対象職員数	1人当たり平均支給年額																		
	平成19年度	257,307 円	3 人	85,769 円																		
区 分	内 容																					
	対象職員	支 給 月 額																				
<p>管理職手当</p>	<p>一定の管理または監督の地位にある職員</p>	<p>制度なし</p>																				

区 分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
扶 養 手 当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき5,000円を加算
	(平成19年度実績)		
	支給総額	支給職員数	1人当たり平均支給月額
	912,000 円	3 人	25,333 円
住 居 手 当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまで間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
	(平成19年度実績) 該当なし		
通 勤 手 当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	1か月の特別急行料金等の2分の1の額(2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給(1ヶ月あたり3,000円を上限とする。)

区 分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
		オ ノーマイカー運 動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1 月あたり3往復程度参加することを 想定した通勤手当を支給	
		(平成19年度実績)		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		499,200 円	4 人	10,400 円

6 役員の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	125,600 円	-	月12日勤務